

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 指 発 第 7 1 号
 佐 本 地 発 第 5 6 号
 佐 本 交 企 発 第 5 0 号
 佐 本 規 制 発 第 6 4 号
 令 和 7 年 3 月 2 8 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

有 効	令和12年3月31日まで
企画・指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

交通事故抑止に資する交通指導取締りについて（通達）

交通指導取締りについては、「交通事故抑止に資する交通指導取締り管理について（通達）」（令和元年12月19日付け佐本交指発第336号ほか）、「交通事故抑止に資する交通指導取締りの一層の推進について（通達）」（令和6年10月7日付け佐本交指発第136号ほか）、「交通指導取締りにおける実効性のある指導取締り管理の徹底について（通達）」（令和5年8月16日付け佐本交指発第149号ほか）等により、交通事故抑止に資する交通指導取締りを実施してきたところである。

交通事故死者数をより一層減少させるためには、PDCAサイクルに基づく指導取締りの管理をより効果的に行うことが重要であるため、交通指導取締りを実施する各所属にあっては、引き続き、下記の取組の着実な推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、「交通事故抑止に資する交通指導取締り管理について（通達）」（令和元年12月19日付け佐本交指発第336号ほか）及び「交通指導取締りにおける実効性のある指導取締り管理の徹底について（通達）」（令和5年8月16日付け佐本交指発第149号ほか）は、廃止する。

記

1 PDCAサイクルに基づく指導取締りの基本的考え方

交通死亡事故及び重傷事故（以下「交通死亡事故等」という。）の抑止を最大の目的として、指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定、指導取締りの実行、指導取締りの効果検証及び検証結果の指導取締り方針への反映といったPDCAサイクルに基づき管理することとする。

管理の単位は警察署ごととし、各警察署はPDCAサイクルの各段階において組

組織的な検討及び意思決定を行うとともに、そこで決定された指導取締り方針に従って具体的な指導取締り計画を策定し、実施することとする。

警察本部交通指導課（以下「交通指導課」という。）は、警察署における指導取締り業務の管理につき十分に把握の上、必要な指導助言を行うとともに、複数警察署間の連携、交通機動隊と警察署の連携につき所要の調整を行うこととする。

警察署でのPDCAサイクル各段階における検討及び意思決定並びに交通指導課による警察署への指導助言及び複数所属間の連携に当たっては、いずれも過去の検討経緯、意思決定過程・理由等の把握が不可欠であることから、各警察署はPDCAサイクルの各段階における検討、意思決定等の状況を交通指導取締り管理簿（以下「管理簿」という。）に記載することとし、交通指導課はこれを集約することとする。

2 指導取締りの管理

(1) PDCAサイクルによる管理

指導取締りをPDCAサイクルにより管理する際の各段階における実施事項は、次のとおりである。

ア 交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定（Plan）

各警察署においては、交通死亡事故等の発生場所、時間帯、原因となった違反等について分析を行い、その分析結果のほか、指導取締りに係る効果検証、地域住民の要望、通学路等子供の通行の多い道路の安全確保の観点等を勘案した上で、指導取締り方針を策定すること。

この指導取締り方針には、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動、取締り広報等も含むものであり、取締りだけに限られるものではないことに留意すること。

また、分析対象に軽傷事故等を含める場合は、事故態様等から交通死亡事故等になるおそれのあった事例を選別する等、交通死亡事故等の抑止に資する観点から分析の工夫を行うこと。

なお、交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析が困難な場合には、交通実態を踏まえ、例えば次のような指導取締り方針を策定してもよい。

- ・ ゾーン30内における交通事故の発生実態に着目し、通過交通の実勢速度等の影響を分析の上、同所における交通事故の減少や実勢速度の低下を目標とした速度取締りを方針とする。
- ・ 歩行者が横断中の事故発生実態に着目し、横断歩行者妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為による影響を分析の上、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした横断歩行者妨害等の取締りや違法行為を行う歩行者への指導等を方針とする。
- ・ 重点的に速度取締りを実施すべき幹線道路について、自署管内では交通死亡事故等は発生していないものの他署管内の同幹線道路で発生している速度違反に起因する交通死亡事故等の抑止を目標とした速度取締りを方針とする。

- ・ 自転車の通行が多い地域における自転車関連事故の発生実態に着目し、自転車の違反による影響を分析の上、同所における自転車関連事故の減少を目標とした自転車の指導取締りを方針とする。

イ 指導取締り方針に従った実行（Do）

策定した指導取締り方針に従い、具体的な計画を立てて実施すること。この際の細目は「3 指導取締りの実施」のとおりである。

ウ 指導取締りの効果検証（Check）

交通死亡事故等の発生件数や住民の反響等を指標として、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯等が適切であったか等を検証し、必要な改善方策を策定すること。交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析ができないため、事故態様や発生場所等に着目した指導取締り方針を定めた警察署においては、着目した交通事故・違反形態の発生件数、着目した場所での交通事故発生件数や住民の反響等を指標として、同様に検証し、改善方策を策定すること。

エ 検証結果の次期指導取締り方針への反映（Act）

上記ウにおける検証結果及び改善方策を次期指導取締り方針に反映させること。

(2) 指導取締り管理の実効性を高めるための留意事項

ア 指導取締り管理の周期

おおむね6か月をPDCAサイクルによる指導取締り管理の1つの周期とし、各警察署は、別途指示する通達により、その取組状況等を報告するものとする。

イ 交通指導課の司令塔としての役割

(ア) 交通指導課による関与の強化

交通指導課は、各警察署の管理簿を集約した上で交通事故実態及び指導取締りの実施結果の分析について警察署を支援するとともに、各警察署が策定した指導取締り計画がその計画どおりに履行されているかという観点から、PDCAサイクルの各段階において、交通指導課が警察署の指導取締り管理に積極的に関与し、組織的な管理機能の強化を図ること。

また、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携が必要な場合は、「3 指導取締りの実施」で述べる指導取締り計画に反映させるよう指示すること。

(イ) 指導教養等の実施

指導取締り管理は警察署単位が基本であることから、交通指導課は、その中核となる警察署の交通課長及び地域課長に対し、地域警察官を含め指導取締り方針や指導取締り計画とかい離した無秩序な取締りが行われることの無いよう、指導教養を実施すること。

ウ 適切な警察力の配分

指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯に多くの警察力を投入

するなど、適切な警察力の配分について検討すること。

また、速度取締りにおいては、可搬式速度違反自動取締装置の運用を図るなど、少ない警察力でより効果が上がる手法について検討すること。

なお、取締りの実施に当たっては、「3(7) 警戒活動等の実施」にも配慮すること。

エ 取締り方法の点検・見直し等

(ア) カメラ映像等の活用

取締り状況を撮影したドライブレコーダーやウェアラブルカメラ等の映像（以下「カメラ映像等」という。）は、個々の警察官の取締り方法、取締り場所等の把握に有効であることから、各級幹部は定期又は不定期にカメラ映像等を確認し、業務管理に生かすこと。

(イ) G I S機能の更なる活用

指導取締りの効果検証には、交通統合情報管理システム（以下「交通統合システム」という。）のG I S機能を活用することにより分析効果を高めるとともに、取締りの重点としていないにもかかわらず、取締り件数が不自然に多い場所には、特定の警察官による定点取締りが常態化し、取締り自体が目的化している可能性があることから、取締りを行う場所・時間帯のほか、取締りの対象とする違反種別について、交通統合システムのG I S機能や管理簿を活用した取締りの点検・見直しを行うこと。

オ 指導取締り要望等の把握

交通警察官及び地域警察官は、各種の警察活動を通じ、指導取締り要望、交通環境の変化及び指導取締りの反響に関する情報の収集に努めること。

カ 有機的連携

本通達に基づく取組を着実に推進するために、交通指導課、警察本部交通企画課及び交通規制課等の知見を集約し、有機的に連携すること。

なお、指導取締りによる交通事故抑止効果が認められない箇所等は、他の交通事故発生要因を検証した上で交通環境整備等をはじめとする交通安全対策を検討すること。

(3) 管理簿の作成要領等

管理簿には、P D C Aサイクルの始期に指導取締り方針を記載し、その終期に実施結果、検証結果等を記載すること。作成した管理簿は3年間保存すること。

なお、速度取締りについては、「速度取締り指針の策定、公表について」（令和7年3月28日付け佐本交指発第72号）で示達したとおり、速度取締りに関して、その方針、背景事情等について明らかにした速度取締り指針を策定し、公表することとしているが、その際には、管理簿の内容を踏まえたものとなる点に留意すること。

3 指導取締りの実施

警察署は、P D C Aサイクルに基づき策定された指導取締り方針に従って月ごとの具体的な指導取締り計画を策定し、実行すること。また、指導取締り計画の策定

に当たっては、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯、体制のほか、必要に応じ、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携、受傷事故防止対策等について記載すること。

さらに、以下の点に留意すること。

(1) 交通指導取締りの基本

交通指導取締りは、取締り自体が目的ではなく、交通の秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的としていることから、県民に警察官やパトカー等の姿を見せて、目に見える形で行うことを基本とする。

また、単独での取締りは、個人の経験則や推認による交通違反の認定を生じさせやすく、取締りの客観的な効果検証に支障を来すおそれがあるため、複数人による取締りを基本とすること。

交通指導取締りの目的を果たすために、姿を見せずに取締りを行う場合は、交通指導取締りを実施する各所属ごとに交通事故の発生状況、交通環境等の事情を踏まえ、その必要性、実効性及び有効性を検討して適切に実施すること。

(2) 交通指導課による調整

交通指導課は、警察署が策定した指導取締り計画を確認し、交通機動隊の投入、同一路線を管轄する隣接警察署間における一斉取締りの指示など、警察署が指導取締りを実施するに当たり、必要な調整を行うこと。

(3) 交通機動隊による指導取締り

交通機動隊は、同隊の指導取締り計画の策定に当たり、警察署の管理簿に記載された指導取締り方針を十分に踏まえるとともに、当該警察署の策定する指導取締り計画との有機的連携に配慮すること。あわせて、交通事故実態を踏まえ、交通機動隊の特徴である警察署の管轄区域を越えた広域的な取締りや白バイ等の集中投入による重点的な指導取締り等を適切に指導取締り計画に盛り込むこと。また、管轄区域内の警察署が行う指導取締りの検証に必要となることから、指導取締り結果を交通統合システムのGIS機能を活用して管轄警察署に通知すること。

(4) 交通課と地域課との連携

各警察署の交通課長又は係長は、地域警察官に対し、指導取締りの基本的考え方及び指導取締り方針の策定経緯について十分に説明した上で、管轄区域内において指導取締りの必要性が高いと判断される場所、違反種別、時間帯等を具体的に説明すること。その上で、地域警察官の活動状況の把握に努め、取締りをしやすい場所を選定して漫然と取締りを行うなどの実態があれば、速やかに是正すること。

地域課においては、各種街頭活動を通じて入手した、指導取締りに関する地域住民からの要望（反応）、管轄区域における道路交通環境の変化等の情報を交通課に共有するとともに、警察署の指導取締り方針及び指導取締り計画の策定過程における検討に積極的に参画し、同計画に基づき指導取締りを実施すること。

(5) 自転車に対する指導取締りの実施

自転車の交通事故の実態を踏まえ、違反行為に対して指導警告を的確に行うとともに、悪質・危険な行為については検挙措置を講ずること。

(6) 歩行者の法令違反に対する対応

歩行者の交通事故の実態を踏まえ、歩行者の法令違反や交通の危険を生じさせる行為を減少させる観点から、制服警察官による注意や声掛けを励行することなどを警察署の指導取締り方針に盛り込み実施すること。

(7) 警戒活動等の実施

赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動や警笛等を活用して運転者や歩行者に注意喚起する街頭活動を効果的に行うこと。

(8) 速度取締り

おおむね6か月ごとにPDCAサイクルによる検討を行い、指導取締り場所等の見直しを行うこと。

4 指導取締りに係る県民の理解の醸成

以下の点に留意すること。

(1) PDCAサイクルに基づく指導取締りに関する積極的な周知等

交通事故実態等の分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、指導取締り計画に沿って組織的に指導取締りを推進していることや、指導取締りの結果生じた交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両台数の変化等、更にその結果を踏まえた今後の指導取締りの方針等について県民に説明し、PDCAサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が伝わるよう努めること。

(2) 指導取締り現場における説明

指導取締りを行うに際しては、従事する勤務員に対し、警察署等の指導取締り方針等を理解させるとともに、必要に応じ、違反者に対して当該交通違反を取り締まる必要性等に係る説明が適切になされるよう、指導教養を徹底すること。

(3) 各種メディアを活用した効果的な広報

テレビ局等の各種メディアによる指導取締り活動に関する取材においては、交通指導取締り現場における取材のほか、指導取締り計画を策定する過程において交通事故分析等が行われている場面等を盛り込むなど、PDCAサイクルに基づく交通指導取締りの趣旨や目的が、県民に伝わる内容となるよう努めること。